

広島県水道広域連合企業団管理規程第4号

広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者規程（令和5年3月31日広島県水道広域連合企業団管理規程第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給水装置工事主任技術者の選任) 第12条 (略) 4 指定業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、<u>選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。</u></p>	<p>(給水装置工事主任技術者の選任) 第12条 (略) 4 指定業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、<u>一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。</u></p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">指定給水装置工事事業者証</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>上記の者は、<u>水道法第16条の2</u>に規定する指定給水装置工事事業者として指定したことを証します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div>	<p>様式第1号（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">指定給水装置工事事業者証</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>上記の者は、<u>広島県水道広域連合企業団水道事業給水条例</u>に規定する指定給水装置工事事業者として指定したことを証します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div>

附 則

この規程は、令和6年3月31日から施行する。